

お客さま各位

「手形・小切手機能の全面的な電子化」へ向けた対応について

大東京信用組合

平素は大東京信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、2026年度末までに「手形・小切手機能の全面的な電子化」を推進する方針が示されたことを受けて、全国銀行協会より「2027年4月から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」方針が公表されました。

こうした状況を踏まえて、当組合では、新たに下記の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を終了します

【受付終了日】2026年1月30日（金）

2026年2月2日（月）より、2027年4月以降を支払期日とする手形（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、支払地が当組合であるか他行であるかに関わらず、期日管理を行う代金取立の受付を終了いたします。

なお、期日が2027年3月31日（水）までの手形・小切手の取立受付終了日は追ってご案内いたします。

2. 今後の予定

現時点で、当組合で予定している以下の取り組みにつきましては追ってご案内いたします。

（1）手形・小切手を“振り出しされる”お客さま向け

- ① 手形・小切手の発行受付終了
- ② 自己宛小切手の発行受付終了
- ③ 払戻請求書による当座勘定からの払戻受付開始
- ④ 手形・小切手の最終振出期限

（2）手形・小切手を“お受け取りになる”お客さま向け

- ① 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

（3）その他付随するもの

3. 代替サービスのご案内

当組合では2027年3月末までに電子交換所への手形・小切手の持出を終了する予定です。

電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからのお振込といった電子的な決済手段による決済への移行をお願いします。

※電子記録債権のご利用には審査がございます。審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がございますのでご了承ください。

以上